



『カーネーション』



シルバーウィークが過ぎ、今年も残すところあと数か月となりました。
秋といえば食欲、読書、睡眠…という印象の方が多くかと思いますが、実は色々な花の開花時期でもあります。
その1つがカーネーションです。母の日に贈る花として、5月が最盛期ではありますが、10月(と11月)にも開花して市場に出回っているそうです。カーネーションの花言葉は、「無垢で深い愛」「尊敬」などと言われており、花の色によっても異なります。秋の楽しみの1つとして、お部屋に花を添えるのもまた、日常に彩りが加わって素敵かもしれませんね。
さて、「めがね税理士通信」2021年10月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック!!

総額表示義務規定

消費税法では、事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格(税込価格)を表示することが義務づけられています。今回はこのいわゆる総額表示義務について解説します。

総額表示義務対象者

総額表示が義務づけられるのは、消費税等の課税事業者です。免税事業者にはもともと課されるべき消費税額等に相当する額が存在しないため、規定の対象となる事業者から除外されています。免税事業者の販売価格には税抜価格又は税込価格といった概念がないので、最終的に消費者が支払うべき価格を表示することになります。

ただし、**免税事業者であっても課税事業者選択届出書を提出した場合、課税事業者となる課税期間については義務規定が適用される**ので注意が必要です。

対象となる取引および価格表示

事業者が**不特定かつ多数の者(一般消費者)に対して行う「課税資産の譲渡等」が総額表示の対象取引**です。したがって、「専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合」には、表示義務の対象から除外されます。

対象取引のうち事業者が**一般消費者に対してあらかじめ表示する価格が対象**ですので、価格を表示していない場合や、口頭で伝えるような価格、取引成立後に作成する請求書等やレシート(領収書)などにおける表示については対象となりません。また、事業者があらかじめ一般消費者に対して行う価格の表示であれば、**表示媒体は問いません**。

<対象となる価格表示の具体例>

- 値札や商品陳列棚への価格表示
- 商品のパッケージへの印字、貼付した価格表示
- 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- 新聞、雑誌、テレビ、HP、電子メール等を利用した広告
- ポスター、看板 など



9月4日(土)に「失敗しない相続と葬儀セミナー」開催しました!

むかいアドバイザーグループの齋藤です! 少し肌寒い日が増えてきて、徐々に秋を感じられますね。
さて、9月4日(土)に、石川県地場産業振興センターにて、「失敗しない相続と葬儀セミナー」と「相続の個別相談会」を開催しました。感染対策を徹底して、弊所としては久々の対面セミナーです。内容は①生前贈与、②家族信託、③おひとり様相続の3回構成で、セレモニーホテルサイエン様にも特別講師として「家族葬」についてご講話頂きました。世間で話題の興味深い内容が揃っていたせいか、おかげ様で各回とも大盛況でした!!
私自身初めてのセミナー設営でしたが、皆様が熱心に耳を傾けている姿に、改めて相続というテーマについての関心の高さを実感しました。そしていつかは私も…登壇してお話できるようになりたい! と思いました(^^) /



セミナーの様子

朝起きて顔を洗ったら、まず仏前に座って手を合わす。一家そろって手を合わす。これで朝のけじめがつく。夜ねるときも同じこと、キッチンとけじめをつけねばなるまい。商売も同じこと、経営も同じこと。けじめをつけない経営は、いつかはどこかで破綻する。大きな商売も、ちょっとしたけじめの緩みから崩れる。常日頃から、小さいことにもけじめをつけて、キッチンとした心がけを持ちたいもの。その為には何と言っても躰が大事。自分の身のためにも、世の中に迷惑をかけないためにも、躰を身に付けて、けじめのある暮らしを営みたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『孫へ贈与したお金の浪費・名義預金対策』

Aさん：私（70歳）には、娘（45歳）と、その孫（20歳）がいます。孫の将来のため、自分の相続税対策のために、今のうちから孫へ財産を贈与することを考えていますが、できれば孫には知られないように贈与したいと思っています。また、孫がこのお金を管理すると浪費してしまいそうなので、少なくとも孫が30歳になるまでは娘に管理して欲しいと考えています。しかし、税務署から名義預金（※）と指摘されることも心配しています。何かよい方法はないでしょうか？

（※親が、子や孫名義の口座にお金を入れており、親などが実質的に管理し、孫がその口座の存在を知らない場合は、実質的なお金の権利が孫に移っていないとみなされて、親に相続があったとき、その口座のお金は親の財産の一部と判断されてしまいます。これを「名義預金」といいます。）

たかこサン：「家族信託」を利用すれば、お悩みを解決できます。委託者をAさん、受託者を娘さん、受益者をお孫さんとする家族信託契約を締結することで、贈与したお金の権利は間違いなくお孫さんに移る一方、その管理は信託用口座で娘さんが行うことになります。また、家族信託契約の手続きは委託者（Aさん）と受託者（娘さん）で行いますので、受益者（お孫さん）に知られずに生前贈与を実現することができます。お孫さんを受益者にすることで、お金の権利はお孫さんに移りますので、「名義預金」と指摘されることもなくなります。なお、上記のような家族信託契約にした場合、委託者と受益者が異なるため、贈与税の問題が出てきます。一度に多額の金額を贈与すると贈与税が多くかかってしまうため、贈与税がかからない範囲で信託用口座にお金を振り込んで贈与していくといったことなども併せて検討する必要があります。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間:平日 9:00~18:00)
【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sangler.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>

LINE公式



相続に関する情報を定期配信しています